



ŌMIYA NEWS



No.57 2022年9月24日 JR東労組大宮地本

労働協約・協定を遵守せよ！

ある工務職場の組合員に対し、10月1日付の異動に伴う事前通知が交付されました。しかし、受け取った事前通知の裏面に、本来JR東労組組合員に対して記載があるはずの「簡易苦情処理の申告」のための記載がありませんでした。当該組合員は、簡易苦情処理を申告する意思はありませんでしたが、この間転職を経験してきた上で、今回の事前通知書裏面に記載が無いことへの疑念を抱き、本人から分会役員へ相談があり本事象が発覚しました。

主な経過

日 時	経 過
9/20 夕方	・当該組合員に対し、10/1 付けの異動に伴う事前通知書を手交。
9/21PM	・組合員より「事前通知書の裏面が白紙である。これまでは簡易苦情処理について記載があったが、何か取り扱いが変わったのか？」分会役員への相談から、本事象が発覚。
9/21 夕方	・分会長から現場長に対し、事情を説明した所、取り扱い誤りであったことを認め謝罪。 ・簡易苦情処理の申告意思など、極めて権利に関わることなので本人に説明と確認をすることを確認。
9/21 夜間	・現場長から当該組合員へ電話で事実経過に対する謝罪と、簡易苦情処理の申告の有無について確認。 ・簡易苦情処理は申告する意思はないことを確認した。
9/22AM	・再発行した正当な事前通知書(裏面に記載済)を当該組合員に手交。その時間から改めて簡易苦情申告が可能である旨を通告される。 ・改めて、当該組合員と分会に対し、一連の取り扱いが誤りであったことの謝罪を受ける。

問題点

- ・簡易苦情処理申告の有無に関わらず、労働協約・協定の定めにある取り扱いがされていない。
- ・本事象が発覚しなかった場合、労働協約・協定に基づく組合員の権利である「簡易苦情処理の申告」の行使に対する権利が剥奪されていた。

優先順位

法令 > **労働協約** > 就業規則 > 労働契約

現在、大宮地本では「新たなジョブローテーションについて」に関する本部—本社間での確認事項が守られていないことを受け、会社と真摯に議論しています。**現れた事象は違っても、労働協約・協定の定めを逸脱していることからすれば同質です。**

原因を明らかにし再発防止を求めます！